

Early Warning Scheme(EWS)に関する機密保持に関する事項

改正規則

船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件

改正事項

Early Warning Scheme(EWS)に関する機密保持に関する事項

改正理由

2009 年 7 月に改訂された IACS PR No.2 を参考に, EWS に関する機密保持に関する規定を改めた。

改正内容

重大損傷に関する情報開示に関する規定を, IACS 加盟協会に加え当該損傷に関わる船級協会にも適用するよう改めた。